

～前橋市スポーツ協会創立80周年記念事業～
前橋市民スポーツ祭実施要項
(令和8年度)

1 趣 旨

広く市民の間にスポーツを振興し、スポーツ精神の高揚と技能および生涯にわたりスポーツに親しみ、健康・体力の維持増進を図り、あわせて本市のスポーツ団体の親睦、組織の強化育成とスポーツ人口の増大を図ることを目的とする。

2 主催・後援

- (1) 主 催 前橋市 前橋市教育委員会 (一財) 前橋市スポーツ協会 実施競技団体
- (2) 後 援 主催団体において適当と認め、後援の承認を求めた団体

3 実施競技(38競技)・期日・会場

- (1) 夏季大会(6競技) 野球・水泳・フォークダンス・グラウンドゴルフ・インディアカ・太極拳
- (2) 秋季大会(28競技) 陸上競技・バレーボール・バスケットボール・サッカー・バドミントン・山岳・ソフトボール・卓球・テニス・ソフトテニス・柔道・剣道・弓 道・空手道・ウエイトリフティング・アマチュア自転車・サイクリング・フェンシング・ボウリング・アーチェリー・体操・ゴルフ・オリエンテーリング・ゲートボール・ ハンドボール・ チュックボール・合気道・トランポリン
- (3) 冬季大会(4競技) スキー・スケート・ラグビーフットボール・アマチュアレスリング
- (4) 実施競技の期日・会場は、当該競技団体において決定する。

4 競技方法

実施競技団体が定めた競技方法とする。

5 参加者

- (1) 市民のスポーツへの関心をより高め、全ての階層から広く参加できるよう配慮する。
- (2) 健康安全に留意し、特に事故防止に万全を期する。
(市が傷害保険に一括加入する。)

6 参加費

実施競技団体の定めるところによる。

(受益者負担の原則により実費を参加者負担とすることが望ましい。ただし、会場使用料等は開催経費補助金の算定に含まれている。)

7 表 彰

優勝者及び上位入賞者に、賞状と記念メダルを授与する。
なお、賞状は前橋市長、当該競技団体長名をもって授与する。

8 補助金等

- (1) 大会要項・プログラム等の作成は、競技団体が行う。
- (2) 開催経費として、前橋市スポーツ協会から競技団体に対し補助金を交付する。
補助金の取扱いについては、「一般財団法人前橋市スポーツ協会補助金等交付規則」による。